



資料編

1

日南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画委員会設置要綱

(設置)

第1条 日南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定後の計画全般にわたる実施状況等を専門分野の立場から総合的な意見を聴き、点検分析し、計画推進の参考とするとともに、計画実施期間終了後における次期計画を策定するため、日南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画委員会（以下「計画委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 計画委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体機関の代表
- (3) 介護保険被保険者の代表
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 計画委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを選任する。

2 会長は、計画委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 計画委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第6条 計画委員会の庶務は、長寿課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、計画委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年12月28日から施行する。



2

日南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画委員会委員名簿

【委員任期：令和4年7月1日から令和7年6月30日まで】

番号	氏名	団体等の名称及び役職名	備考
1	中村 彰伸	(一社) 南那珂医師会 会長	
2	翁長武一郎	(一社) 日南歯科医師会 会長	
3	秋山 亮	(一社) 宮崎県理学療法士会 県南ブロック会計	
4	山中ゆかり	(公社) 宮崎県看護協会 日南・串間地区理事	
5	川俣 泰通	(福) 日南市社会福祉協議会 事務局長	副会長
6	谷口 裕子	(福) 敬和会 特別養護老人ホーム昭寿園 施設長	
7	黒木 朋子	(学) 宮崎総合学院 宮崎福祉医療カレッジ 教務部係長	
8	蛸原 美加	日南市介護支援専門員連絡会 会員	
9	益田 政司	日南市自治会連合会 会長	
10	河野 恭博	日南市高齢者クラブ連合会 会長	会長
11	崎村 洋子	日南市民生委員児童委員協議会 会長	
12	佐師 章子	日南市国民健康保険運営協議会 委員 (被保険者代表)	
13	山田 一	日南市スポーツ推進委員協議会 会長	
14	金倉 悦子	日南市地域婦人連絡協議会 副会長 (被保険者代表)	
15	池田 幸子	はまゆう農業協同組合女性部 副部長 (被保険者代表)	
16	後藤 由佳	宮崎県日南保健所 健康づくり課長	
17	宮口 美子	日南市健康福祉部 部長	



3

用語解説

あ 行	
ICT (アイシーティー)	Information and Communication Technology の略。 パソコンやインターネット等を用いた情報通信技術のことです。IT とほぼ同様の意味ですが、ネットワークを利用したコミュニケーションの重大性が増大しているため、Communication という言葉を入れた ICT が用いられています。
一般介護予防	要支援者等も参加できる住民運営の通いの場の充実等、全ての高齢者が介護予防に取り組みやすい環境づくりを進めるための事業のことです。介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業等から構成されています。
インフォーマルサービス	介護保険などの制度を使わないサービスを指します。
NPO (エヌピーオー)	Non-Profit Organization の略。 民間の非営利組織で、ボランティア団体等の市民活動団体や公益を目的とした公益法人、社会福祉法人、医療法人、福祉公社等の営利を目的としない団体を指します。
オレンジサポーター	認知症サポーターから一歩進んで活動されている方々のことです。 ※日南市独自の名称です。
か 行	
介護給付	要介護状態と認定された被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のことです。5段階の給付区分があり、訪問介護・訪問入浴・訪問リハビリテーション・訪問看護などの居宅サービスや、介護保険施設を利用した施設サービス、市町村が指定・指導監督の権限を持つ地域密着型サービスなどがあります。
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	「ケアマネジャー」参照。
介護者	要支援・要介護認定者等を介護する方のことです。
介護保険サービス	介護保険制度では、居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援をいいます。



介護保険施設	介護保険法に基づいて都道府県知事の指定を受けた、介護保険サービスが利用可能な施設のことです。介護保険施設には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設、介護医療院があります。
介護予防	高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものです。
介護予防・生活支援サービス事業	市町村が主体となって実施する地域支援事業の一つです。要支援者等に対し、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等を提供します。
介護予防・日常生活支援総合事業	利用者の状態・意向を踏まえ、介護予防、生活支援（配食・見守り等）、権利擁護、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供する事業です。
通いの場	地域に住む高齢者などが定期的に集まり、体操やレクリエーションなどの様々な活動を通じて仲間と楽しんだりリフレッシュしたりと、日々の生活に活気を取り入れてもらうための活動を行う場をいいます。
機能訓練	病気や負傷等により心身の機能が低下している人に対し、その維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる訓練のことです。訓練の内容としては、歩行、起き上がり等の基本動作の訓練、レクリエーション等（社会的機能訓練）があります。
協議体	生活支援サービスの体制整備に向けて、多様な主体間の連携・協働による資源開発などを推進するために、定期的な情報の共有や連携の強化を図る場として設置するものです。
ケアプラン	要介護認定者等が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画です。
ケアマネジメント	要支援・要介護認定者等に対し、個々のニーズや状態に則して保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能をいいます。介護保険制度で位置付けられている機能です。
ケアマネジャー (介護支援専門員)	ケアマネジメントの機能を担うために厚生労働省令で定められた専門家のことで、要支援・要介護認定者本人やその家族の希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討し、給付限度額を目安にケアプランを作成します。サービスの利用について介護サービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行います。



<p>軽費老人ホーム</p>	<p>高齢者が低額な料金で入所し、日常生活を送ることを目的とする施設で、A型、B型、ケアハウスの3種類があります。原則として60歳以上の人が対象となります。A型は高齢等のため独立して生活するには不安のある人であって家族による援助が困難な人、B型はA型の要件に加えて自炊が可能な人、ケアハウスは、身体機能の低下により自立した日常生活を営むことに不安がある人で家族の援助を受けることが困難な人が対象となります。</p>
<p>健康寿命</p>	<p>健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。現在では、単に寿命の延伸だけでなく、この健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題となっています。</p>
<p>権利擁護</p>	<p>認知症高齢者や知的障がい者等で判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助などを行います。</p>
<p>高齢化率</p>	<p>高齢者の人口比率のことで、65歳以上の人口を総人口で除した比率です。</p>
<p>高齢者虐待</p>	<p>高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為を意味します。殴る蹴るなどの身体的虐待、ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事を与えないなどの介護や世話の放棄・放任、財産を勝手に使うなどの経済的虐待、性的虐待があります。</p>
<p>さ 行</p>	
<p>在宅医療</p>	<p>医療が必要であるにもかかわらず通院が困難な患者の自宅などに、医師をはじめ医療従事者が訪問（往診、訪問診療、訪問看護など）し、医療サービスを提供することです。</p>
<p>社会福祉協議会</p>	<p>社会福祉の増進を図るために組織された民間団体で、社会福祉の基本的な事項を定めている社会福祉法に規定されています。地域福祉事業推進の中心的役割を担っています。</p>
<p>社会福祉士</p>	<p>社会福祉士国家試験に合格した専門職。日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を担います。</p>
<p>重層的支援体制整備事業</p>	<p>地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援事業（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチなどを通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業です。</p>
<p>住宅改修</p>	<p>自宅での転倒などを防ぎ、自立した生活を送りやすいよう、段差の解消、手すりの取付けなど、住宅の改修を行ったときにその費用の一部を支給します。</p>



自立支援型地域ケア会議	介護保険を利用している方がいつまでも元気に自立した生活を営むことができるよう、地域の様々な専門職が集まって、ケアマネジャーが作成するケアプランを検討する会議です。
シルバー人材センター	高齢者に対して、生きがいつくりや技能の活用等を目的に、地域社会での臨時的・短期的な仕事を提供するために設立された団体です。
スキル	教養や訓練を通して獲得した能力（技能）のことをいいます。
生活支援コーディネーター （地域支え合い推進員）	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たすために活動しています。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する病気をいいます。
成年後見制度	認知症等のために判断能力が十分でない方に、成年後見人等が財産管理等を行い、本人を保護・支援する制度です。
た 行	
第1号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の方のことです。
第2号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者のことです。
団塊ジュニア世代	昭和22年から昭和24年生まれの第1次ベビーブーム世代の子どもたちのことです。
団塊の世代	戦後の第1次ベビーブーム期（昭和22年から昭和24年頃）に生まれ、日本の高度成長期とともに育った世代です。令和7（2025）年には、全ての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、他の世代と比較してその人口規模が大きいことから、年金や保険、医療費など様々な分野に影響が出るものと考えられています。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指します。



<p>地域ケア会議</p>	<p>介護や支援が必要な人とその家族、地域の人を含め、支援の専門家とともに話し合いを行い、支援の方法について考えていく会議です。生活課題を抱える人への支援を積み重ねることによって、「地域づくり」を進めることを目指します。</p>
<p>地域支援事業</p>	<p>介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市区町村が行う事業のことです。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」により構成されています。</p>
<p>地域包括ケアシステム</p>	<p>介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが途切れなく提供される支援体制のことです。</p>
<p>地域密着型サービス</p>	<p>要介護認定者等の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、提供されるサービスです。</p>
<p>チームオレンジ</p>	<p>本人・家族を含む地域サポーターと多職種の地域サポーターなどの支援者をつなぐ仕組みのことで、ステップアップ研修を受けた認知症サポーターがメンバーとなります。外出支援、見守り、声かけ、話し相手、認知症の方の居宅へ出向く出前支援などの活動を行います。</p>
<p>デイサービスセンター</p>	<p>65歳以上で身体上、又は精神上の障がいがあるため、日常生活を営むのに支障がある人などが日中通い、入浴や食事、機能訓練、介護方法の指導などを提供することを目的とする施設です。また、健康チェックや日常生活動作（ADL）訓練、生活指導、レクリエーション、アクティビティなどの支援を行います。</p>
<p>な 行</p>	
<p>日常生活圏域</p>	<p>平成17年の介護保険法の改正により、市町村がその住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などの条件を総合的に勘案して定めたものです。</p>
<p>任意事業</p>	<p>地域支援事業のうち、介護給付費適正化事業、家族介護支援事業等を指します。</p>
<p>認知症</p>	<p>一度獲得した知能が、後天的に脳や身体疾患を原因として慢性的に低下をきたした状態で、社会生活、家庭生活に影響を及ぼす状態と定義されています。</p>



認知症カフェ	オレンジカフェとも呼ばれ、認知症の方や、その方を支える家族や地域の方々が、お茶やコーヒーを飲みながら気軽に交流や相談ができる情報交換の場です。
認知症ケアパス	認知症の人やその家族が安心して、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示したものです。
認知症サポーター	厚生労働省が定める養成講座を受講し、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者のことです。
認知症施策推進大綱	認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる社会の実現のために取りまとめられた、認知症対策の政府の方針のことです。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の方やその家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を両輪として施策を推進することを基本的な考え方としています。
認知症初期集中支援チーム	認知症サポート医、保健師、介護支援専門員で構成される、訪問、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、早期診断、早期対応を目的としたチームです。
認知症地域支援推進員	地域における医療及び介護の連携強化並びに、認知症の人やその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職員のことです。地域包括支援センター、市町村等に配置され、地域の特徴や課題に応じた活動をしています。
認定率	高齢者に占める要介護等認定者の割合です。
は 行	
バリアフリー	高齢者・障がいのある人等が社会生活をしていく上で、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等全ての障壁（バリア）を除去する必要があるという考え方です。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のことです。
フレイル（虚弱）	生活する上で大きな不自由はないものの、心身が弱っていて介護が必要になる危険性が高い状態のことです。
包括的支援事業	地域支援事業のうち、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等を指します。



<p>保険料基準額</p>	<p>事業計画期間における保険給付費、地域支援事業費等の事業費支出のうち、第1号被保険者保険料でまかなうべき費用（保険料収納必要額）を、補正第1号被保険者数及び12か月で除したものが基準額となります。</p>
<p>ま 行</p>	
<p>民生委員・児童委員</p>	<p>民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者・障がい者福祉等福祉全般）についての相談を受け、専門機関につなげます。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じています。</p>
<p>や 行</p>	
<p>ヤングケアラー</p>	<p>本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことを指します。</p>
<p>有料老人ホーム</p>	<p>食事の提供、介護の提供、洗濯や掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを行う施設です。</p>
<p>ユニバーサルデザイン</p>	<p>文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のことです。</p>
<p>養護老人ホーム</p>	<p>おおむね65歳以上で、環境上及び経済的な理由により、日常生活を営むのに支障があり、居宅において生活することが困難な方が、自立した生活を送る施設です。入所適否は、入所判定委員会で判定されますが、最終的には、施設側の面談を実施した上で、入所可能か否かを判断します。</p>
<p>要支援・要介護認定</p>	<p>被保険者が介護保険の給付を受けるためには、市町村の認定を受ける必要があります。訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が判断する二次判定の結果によって決定されます。要支援1・2、要介護1～5の7段階（介護の必要の程度）に応じたサービスが保険給付されます。</p>
<p>予防給付</p>	<p>要支援1・2の対象者に実施される訪問リハビリテーションなどの給付サービスのことです。</p>
<p>ら 行</p>	
<p>リハビリテーション専門職</p>	<p>理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の3職種を指します。</p>

日南市高齢者保健福祉計画 ・第9期介護保険事業計画

発行年月 令和6年3月
発行 宮崎県 日南市
編集 長寿課

〒887-8585 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1
電話 0987-31-1160 FAX 0987-21-1410